

令和6年分 給与所得者の保険料控除申告書

⑪. 「生命保険料控除」、「地震保険料控除」は、保険会社等からの控除証明書を添付し、記載されている内容により、できるだけご記入ください。

(注) 一つの損害保険契約で地震保険と旧長期損保のいずれにも該当する場合、どちらか一方の契約としてください。複数の契約があるときは、有利になるように各々について地震保険または旧長期損保を選択してください。

⑫. 「社会保険料控除」は、次のような支払いがあればこの欄に記入してください。

- ・ 本年中に国民健康保険や国民年金に入っていた場合の保険料（社会保険に未加入の方や中途入社の方など）
- ・ 20歳以上の学生を扶養している場合の国民年金の保険料
- ・ 世帯主の方で、世帯に国民健康保険の加入者がいる場合に世帯主が支払った国民健康保険料

(注) 国民年金保険料の控除を受ける場合、控除証明書の添付が必要です

個人番号（マイナンバー）について

⑬. 前年までに個人番号台帳や通知カード等を提出された方は、本年分の提出は不要です。ただし、本年中に扶養親族が増えた場合（出生、離職等）は、その方の通知カード等のコピーを提出してください。

⑭. 本年の途中で入社された方で個人番号を提出されていない方は、個人番号台帳と通知カード等のコピーを提出してください。